

令和元年度社会福祉法人会計実務研修〔初級コース〕 開催要項

1 目的

日常の取引に係る経理事務処理や、会計基準に準拠した計算書類を将来作成できるようになるための基礎知識を身につけることを目的とします。

2 主催

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）・島根県社会福祉法人経営者協議会

3 日程・定員・開催場所等

会場	日程	定員	開催場所
松江	令和元年 10 月 21 日（月）	80 名	【いきいきプラザ島根】 403 研修室 松江市東津田町 1741-3
浜田	令和元年 10 月 24 日（木）	50 名	【いわみーる】 101 研修室 浜田市野原町 1826-1

4 対象者

社会福祉法人に勤務する会計・経理担当で経験年数が少なく（3年未満）、社会福祉法人の会計に関する基礎知識を身につけたい方。

5 申込方法および受講決定等

① **令和元年 9 月 20 日(金)までに**受講希望者を法人本部で取りまとめの上、別紙申込書により下記宛にご送付ください（FAX 可）。また、会計処理についての質問事項等も併せてご記入ください。

② 受講を決定した場合、10 月上旬頃までに記載された送付先に決定通知を送付いたします。

③ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

※島根県社会福祉協議会又は島根県社会福祉法人経営者協議会

会 員：5,000 円/人 非会員：8,000 円/人

④ 決定後の受講取り消しはご遠慮ください。やむを得ず受講取り消される場合は、所定の期日までにご連絡いただいた場合に限り受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料は事業所負担となりますので、あらかじめご了承ください。

6 その他

① 本研修会では演習を行いますので、各自**電卓をご用意**の上、受講してください。

② 本研修の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

③ 昼食は 500 円（弁当のみ・税込）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。

④ 研修会場は室温調整が十分に出来ませんので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

⑤ 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。

⑥ 本研修会の開催要項は、島根県福祉人材センターのホームページにも掲載しています。

⑦ 地震・台風等やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あてにお知らせするとともに、本センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

⑧ インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、参加をご辞退頂く場合があります事をあらかじめご了承ください。

7 申込・問合せ先

島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当/落合・永瀬

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階

(TEL) 0852-32-5975 (FAX) 0852-32-5956 (HP) <https://www.shimane-fjc.com/>

【内容・講師】※両会場共通

時間	内容	講師
9:20～9:55	受付	
9:55～10:00	開会・オリエンテーション	—
10:00～16:00 (昼食休憩 60分 はさみます)	<p><講義・演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人会計の仕訳 ・決算書の構造 ・仕訳から決算書作成までのプロセス ・社会福祉法人会計基準に基づく日常の取引の会計処理 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>収益・費用取引 支払資金間取引 固定資産・固定負債取引 損益取引</p> </div> <p><質疑応答></p>	<p>島根県社会福祉協議会 法人支援部・経営指導員 永場 眞</p>

«会場アクセス»

★松江会場★ いきいきプラザ島根(松江市東津田町 1741-3)

○JR 松江駅バス停より南循環線外回りにて約 20 分「県合同庁舎前」下車。

★浜田会場★ いわみーる (浜田市野原町 1826-1)

○JR 浜田駅より「県立大学」行きまたは「大学循環」にて約 10～15 分「いわみーる」下車)

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。